

# 障がい者セーリング強化選手規程

公益財団法人日本セーリング連盟  
パラセーリング委員会

## 1. 方針と目的

強化選手は、障がい者セーリング競技における将来性豊かなセーリングタレント、国際選手権大会においてメダル獲得の潜在能力を有するセーラーとして、強化合宿や海外レース等の派遣を通じて国際選手権大会レベルの大会において上位入賞を果たすことに努めなければならない。

強化選手は、常に日本代表としての自覚と誇りを持ち、礼儀を尊び、広く社会一般に受け入れられている行動規範を遵守し、品位ある行動をとるとともに、国際親善に努めなければならない。

## 2. 認定

強化選手は、以下の方法により選考され、選手及びチームの意思を確認し、誓約書の受領をもって JSAF パラセーリング委員会強化チーム(以下パラ強)により認定される。

- (1) 障がい者セーリング全日本選手権大会において、パラ強が強化クラスとして指定した各々のクラスにおいて上位に入ったもの。なお、指定クラス、参加艇数による認定者数は別途定める。
- (2) 障がい者セーリング東日本選手権大会及び西日本選手権大会において、パラ強が強化クラスとして指定した各々のクラスにおいて上位に入ったもの。なお、指定クラス、参加艇数による認定者数は別途定める。
- (3) JSAF パラセーリング委員会に強化候補選手として登録されたもので、所属の団体から推薦され、パラ強が認めたもの。
- (4) JSAF パラセーリング委員会で、将来性豊かなセーリングタレントを持っていると認めたもの。

## 3. 認定期間

パラ強による認定日から、次年度のワールドセーリング（以下、WS という）が主催する障がい者セーリング国際選手権大会最終日までの期間を原則とする。

認定期間に関する詳細は、年度ごとにパラ強により決定する。

## 4. 強化選手の義務

強化選手は、やむを得ない理由を除き、以下に定める事項を実施しなければならない。

以下のいずれかの事項を履行できない場合は、事前にパラ強の承認を得なければならない。

- (1) 日本及び遠征する諸外国の法令、JSAF 諸規程、本規程、アンチ・ドーピングに関する諸規程を順守すること。
- (2) JSAF 会員登録がなされていること。
- (3) WS が規定する障がい者セーリング競技におけるクラシフィケーション、セーラーID を取

得していること。

- (4) WS が主催する障がい者セーリング国際選手権大会で優秀な成績を収めるために競技活動を継続し、常にパフォーマンス(セーリングスキル、フィジカル等)の向上に努めること。
- (5) パラ強が指定する、WS が主催する障がい者セーリング選手権大会、アジアセーリング連盟が主催する障がい者セーリングアジア選手権大会、その他の障がい者セーリング国際選手権大会に参加すること。
- (6) パラ強が指定する強化合宿、研修会、ミーティング、その他必要な行事に参加すること。
- (7) パラ強が指定する広報活動に最大限協力すること。
- (8) その他パラ強が必要として定めた事項

## 5. 認定の取消し

下記事項に該当した強化選手は、その認定の取消し、一定期間の資格停止、または補助の停止等の措置を適用されることがある。

- (1) 本規程に定める事項に違反した場合。
- (2) 怪我や病気、体調の悪化により競技活動ができないとパラ強が判断した時。
- (3) 国内外の法律に違反した場合、または日本を代表するアスリートとして不適切な言動をしたとパラ強が判断した時。

## 6. 制定と改訂

- (1) 本規程は 2022 年12月 3日付制定する。
- (2) 本規程は必要に応じて改訂することができる。

改訂履歴

2023 年 6 月改定

以上

## 強化選手の認定に係る選手権大会の開催等における付則

1. 障がい者セーリング全日本選手権大会は、JSAF 公認レースとして毎年度 10 月までに開催し、障がい者セーリング東日本選手権大会、障がい者セーリング西日本選手権大会はその 1 か月前までに開催する。また、インクルーシブの大会と併催して実施することができる。
2. 障がい者セーリング全日本選手権大会、障がい者セーリング東日本選手権大会、障がい者セーリング西日本選手権大会における指定クラスは、ハンザ 303(1 人乗り)、ハンザ 303 女子(1 人乗り)、リバティ(1 人乗り)、リバティ女子(1 人乗り)、2.4mR(1 人乗り)の 3 艇種、5 クラスとする。
3. 障がい者セーリング全日本選手権大会での認定者数は、各指定クラスにおいて参加艇数が 10 艇以上であれば 3 位以内、10 艇未満～5 艇以上で 2 位以内、5 艇未満～3 艇以内で 1 位のみとする。
4. 障がい者セーリング東日本選手権大会、障がい者セーリング西日本選手権大会での認定者数は、各指定クラスにおいて参加艇数が 5 隻以上であれば 1 位のみとする。
5. 障がい者セーリング全日本選手権大会では、計測とクラシフィケーションを実施する。障がい者セーリング東日本選手権大会、障がい者セーリング西日本選手権大会においては、計測とクラシフィケーションを実施することを推奨する。
6. 上記選手権大会の参加者は、身体障がい者で WS が規定する障がい者セーリングの障がい基準に準じているものとする。
7. WS の規定する障がい基準以外の内部障害、知的障害、聴覚障害などにおいても、個別の海外レースに優秀な選手を派遣することがある。その場合は、障がい者セーリング強化選手規程の 2. 認定（3）、（4）に準じて、所属の団体からの推薦を受けてパラ強が強化選手として認定する。
8. 海外レースへの選手の派遣は、JSAF の派遣補助の内容と参加する海外レースの NOR に準じて、パラ強が艇種別に強化選手の強化練習や選考レース、研修会等での理解力や身体力でのポイントで順位を付けて、上位選手から参加を打診し、JSAF に代表選手として推薦する。
9. 本付則は、必要に応じて改訂することができる。

以上